

平成30年4月からの

介護予防・日常生活支援総合事業

(総合事業)のお知らせ

要支援1・2の方 及び

基本チェックリストに該当する方が対象です。

◇平成30年4月1日より、総合事業の内容が変わります。

◇従来の予防給付サービスのうち、訪問型サービスと通所型サービスが飯綱町独自の基準で実施されます。

◇訪問看護や福祉用具貸与など、そのほかの予防給付サービスに変わりはありません。

◇利用料や利用時間など、今後変更となる場合があります。

訪問型サービス

①介護予防訪問介護相当サービス

◇ホームヘルパーにより、主に身体介護を伴うサービスが受けられます。

◇利用料（1回につき）

月に4回まで	2,660円
月に8回まで	2,700円
月に12回まで	2,850円

※自己負担は収入に応じて、利用料の1割又は2割となります。

②訪問型サービスA

◇ホームヘルパーにより、掃除や買い物等の身体介護を含まない家事支援サービスが受けられます。

◇利用料（1回につき）

30分未満	1,050円 (自己負担210円)
30分以上1時間未満	2,100円 (自己負担420円)

③訪問型サービスD

◇通所型サービスB会場までの送迎。事業対象者1人につき、月2回まで1往復2,000円を助成

◇運営経費…車両購入及び保険料に関する経費として上限10万円を助成。

通所型サービス

①介護予防通所介護相当サービス

①-(1)1日型介護予防通所介護相当サービス

◇施設において、入浴介護などのサービスが受けられます。

◇利用料（1回につき）

月に4回まで	3,780円
月に8回まで	3,890円

※自己負担は収入に応じて、利用料の1割又は2割となります。

①-(2)半日型介護予防通所介護相当サービス

◇施設において交流や軽体操等の身辺介護を含まない、半日型介護予防のためのサービスが含まれます。

◇利用料（1回につき）

3時間未満	3,500円
-------	--------

※自己負担は収入に応じて、利用料の1割又は2割となります。

②通所型サービスB

◇住民主体の支え合い活動で月2回以上行うもの。身体的介護等の専門サービスを必要としない交流や運動等の活動を行う。利用者1人につき、1回500円を助成。

◇運営経費…サービス提供に必要な備品や、管理費として、年額5万円を助成。

お困り事の相談・お問い合わせは・・・

◇飯綱町役場保健福祉課 TEL: 253-4764

◇飯綱町地域包括支援センター TEL: 253-2485